

道路管理課

長野県公安委員会告示第15号

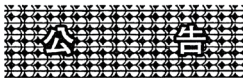
昭和29年長野県公安委員会告示第 4 号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県公安委員会委員長 山 本 京 子

本則中「449円」を「515円」に改める。

留置管理課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和 8 年 3 月 23 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県予算総合管理システム構築業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部財政課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692－2
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 3 月 16 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名 称 株式会社W i s e V i n e
(2) 所在地 愛媛県松山市湊町 4 丁目11－4 A－ONE ビル 3 F
- 随意契約に係る契約金額
396, 000, 000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号該当

財 政 課